

令和7年度新入学学用品費の入学前支給のお知らせ

美浦村教育委員会学校教育課

美浦村では、美浦村の小学校に就学するお子さんが安心して教育を受けられるよう、経済的理由でお困りの保護者に対し、就学に必要な費用の一部を援助しています。

就学援助費のうち、小学校新1年生を対象とする新入学学用品費について、入学前支給を実施します。令和7年4月に村立小学校に入学するお子様のいるご家庭で、就学援助を希望される方は、期限内に申請いただくことで、入学前の3月に新入学学用品費を受け取ることができます。

【就学援助費を受け取ることができる方】

- 1 令和7年1月1日現在で美浦村にお住まいの方
(令和7年3月末日までに美浦村外へ転出される方を除く)
- 2 お子様が令和7年4月に村立小学校に入学予定の方
- 3 就学援助の認定基準に該当する方(次のいずれかに該当する方)
 - (1) 生活保護が停止又は廃止になった
 - (2) 村民税非課税又は減免を受けている
 - (3) 固定資産税の減免を受けている
 - (4) 国民年金掛金の減免を受けている
 - (5) 国民健康保険税の減免又は猶予を受けている
 - (6) 児童扶養手当を受給している
 - (7) 生活福祉資金の貸付を受けている
 - (8) 同一の生計を営む世帯全員の令和5年中の収入が、美浦村教育委員会で定める認定基準所得金額に満たない
- 4 上記に該当しないが、経済的に困難、又は特別な事情がある
 - * 児童扶養手当とは・・・母子及び父子世帯の方が対象の手当です。
 - * 同一の生計を営む世帯全員とは・・・住民登録が同一の家族をいいます。(ただし、一時的に住所を別に行っている場合等、特別な事情があると認められる場合は、同一世帯とみなします。)

【申請方法】

申請書類に必要事項を記入の上、申請期限内に、学校教育課へ提出してください。

申請期限 令和7年1月31日

* 必要書類に不備のある場合は受付ができません。改めて申請していただくことになります。

(裏面に続く)

ー申請に必要な書類ー

①就学前新入学学用品費兼入学年度用就学援助費支給申請書

美浦村教育委員会学校教育課（美浦村役場2階）でお受け取りください。

美浦村ホームページからのダウンロードも可能です。

②同一世帯で収入を有する者の全員の収入がわかる書類（次に該当するもののみ提出）

令和6年1月2日以降に美浦村に転入された方は、令和5年分の給与所得の源泉徴収票、確定申告書の控えのいずれか（コピー可）を申請書に添付してください。

*令和6年1月1日現在、美浦村内に住民票がある方は、所得の証明書の添付が不要です。ただし、未申告の場合は、所得確認ができませんので申告をお願いします。

（教育委員会が住民税課税台帳を確認します。本制度の目的以外に用いることはありません。）

③借家等の場合は、家賃の確認ができる契約書等の写し

④児童扶養手当証書又は確認できるものの写し

⑤特別児童扶養手当を受けている場合はその証書の写し又は確認できるものの写し

⑥児童手当認定通知書又は確認できる書類の写し

⑦身体障害者手帳又は国民年金証書等の障がい確認できる書類の写し

⑧遺族年金証書、障がい者年金証書の写し

【支給額】

支給額 57,060円

支給予定 令和7年3月中旬

支給方法 申請書に記入いただいた保護者口座に振込み

【その他】

- ・就学前新入学学用品費の支給の申請は、村立小学校入学後の新年度の就学援助の申請を兼ねています。新年度の就学援助は、令和5年度の認定基準によって審査を行いますので、入学前の審査時とは、結果が異なることがあります。
- ・令和6年1月2日以降に美浦村に転入された方や、期限内に申請できなかつた方は、村立小学校入学後、学校を通じて申請していただくことができます。審査の結果、認定となった場合は、7月頃に他の就学援助費と一緒に支給いたします。
- ・今回の就学前新入学学用品費の支給を受けた方は、令和6年度就学援助の就学後新入学学用品費は対象となりません。
- ・就学前新入学学用品費の支給を受けた方が、村立小学校入学前に美浦村外に転出された場合、返金は求めませんが、転出先の自治体には美浦村で新入学学用品費の入学前支給を行った旨を通知いたします。
- ・申請された方については、収入状況や家庭訪問等の調査を行います。

<問い合わせ・提出先>

・美浦村教育委員会 学校教育課

TEL 029-885-0340 内線 224